

# 群馬県消費者基本計画

(平成26年度～平成30年度)

[概要版]

近年の高度情報化や国際化の進展、規制緩和など消費者を取り巻く環境の変化によって、商品やサービスの選択幅が拡大し、欲しい商品やサービスをいつでも手に入れられるなど、私たち消費者は便利で快適な生活を享受しています。

一方で、消費者の生命・身体に関わる製品事故、食の安全と信頼に関する問題、高齢者を狙った悪質商法、多重債務者問題など、消費者の安全を脅かす問題が後を絶ちません。

さらに、地球温暖化や水質汚濁、ごみ処理などの環境問題は、日々の消費生活と密接な関係にあることから、私たち消費者には環境に配慮した消費行動が求められています。

このような状況の中、平成21年9月の消費者庁設置によって消費者行政の一元化が図られています。また、併せて施行された消費者安全法には消費生活相談業務等における県と市町村の役割が明記され、県による専門的な相談等への対応、市町村に対する支援、及び市町村による消費生活センターの設置等が進展するなど、消費者行政全体の強化が図られています。

これらを踏まえ、県では、この度、群馬県消費生活条例（以下「消費生活条例」という。）に基づき、消費者、事業者及び消費者団体等の相互の連携と信頼の下に、今後の本県消費者行政を総合的・計画的に推進するため、中期的な視点に立つ基本計画を策定するものです。

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

消費者、事業者及び消費者団体等の相互の連携と信頼の下に、今後の本県消費者行政を総合的・計画的に推進するため、中期的な視点に立つ基本計画を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

基本計画は、消費生活条例第8条の2の規定に基づくとともに、「消費者教育の推進に関する法律」を踏まえて、本県の消費者施策の方向性を定めます。また、上位計画である、「はばたけ群馬プラン」（第14次総合計画）における生活分野の個別基本計画として位置付けます。

### 3 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とし、必要に応じて見直します。

### 4 計画の基本理念と目的

消費生活条例第2条に規定する「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念とし、【県民が安全で安心できる消費生活の実現】を目的とします。